

教育委員会定例会（9月）会議録

日 時	平成26年9月22日（月） 15時00分～17時30分	
場 所	くるめりあ六ツ門6階セミナー室1、2	
出席委員	永田 見生（委員長） 半田 利通（委員） 岡部 千鶴（委員） 日野 佳弘（委員） 白水 美弥子（委員） 堤 正則（委員、教育長）	
事務局	大津 秀明（教育部長） 窪田 俊哉（教育部次長） 桑野 洋志（教育部学校教育改革担当次長） 井上 隆夫（生涯学習推進課長） 大久保 隆（学校教育課長） 眞崎 宗明（学校施設課長） 園井 正隆（文化財保護課長） 石橋 康秀（教職員課長） 竹上 克己（田主丸事務所長） 田中 秀幸（城島事務所長） 杉山 和敏（中央図書館館長）	野田 秀樹（市民文化部長） 竹村 政高（市民文化部次長） 三谷 孝子（教育センター所長） 道井 清太（体育スポーツ課長） 福島 光宏（学校保健課長） 井上 正史（人権・同和教育課長） 上野 順也（学校教育課学務主幹） 西田 正典（学校教育課指導主幹） 古賀 弘憲（北野事務所長） 寺島 雅弘（三瀧事務所長）

議案

- 第65号議案 平成26年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- 第66号議案 平成26年度久留米市立学校教職員（管理職）の人事異動内申について
- 第67号議案 久留米市立学校の主任等の任命について
- 第68号議案 久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則
- 第69号議案 久留米市就学指導委員会規則の一部を改正する規則
- 第70号議案 久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の委嘱について

協議事項

- (1) 久留米市いじめ防止基本方針（案）について
- (2) 教育改革プランの先送りについて

議案

委員長：ただいまから、「久留米市教育委員会9月定例会」を開会いたします。

第65号議案 平成26年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について

第66号議案 平成26年度久留米市立学校教職員（管理職）の人事異動内申について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第65号、66号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：（特になし）

委員長：皆様のご異議がないようですので、第65号、66号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第67号議案「久留米市立学校の主任等の任命について」、事務局から説明をお願いします。

第67号議案 久留米市立学校の主任等の任命について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第67号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：（特になし）

委員長：皆様のご異議がないようですので、第67号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第68号議案「久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いします。

第68号議案 久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第68号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：（特になし）

委員長：皆様のご異議がないようですので、第68号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第69号議案「久留米市就学指導委員会規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いします。

第69号議案 久留米市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第69号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：（特になし）

委員長：皆様のご異議がないようですので、第69号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第70号議案「久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

第70号議案 久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の委嘱について

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より第70号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

全委員：(特になし)

委員長：皆様のご異議がないようですので、第70号議案を原案のとおり承認いたします。次に、協議事項「久留米市いじめ防止基本方針(案)」について、事務局から説明をお願いします。

協議事項

久留米市いじめ防止基本方針(案)

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より「久留米市いじめ防止基本方針(案)」について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

B委員：6ページの「いじめの早期対応」、(イ)「いじめを行った児童生徒の保護者に対する出席停止制度等」の「保護者に対する」というのはどういう意味になるのでしょうか。

事務局：出席停止制度というのは、まず、保護者は子どもを通学させる義務があります。しかし、教育委員会として、ある生徒が通学することが教育に著しい支障をきたすという場合は保護者に対して出席させる義務を停止させる措置をします。その制度を出席停止制度といいます。

B委員：この表現では分かりにくいと思います。この方針を公表される時は、一般の人が分かり易いような表現に改めた方がいいと思います。

事務局：誤解が生じないような表現に改めたいと思います。

A委員：この方針は、あくまでいじめの防止に関する方針だと思うのですが、いじめの救済についてはもっと組み込まなくてよいのでしょうか。あと、今後のスケジュールとしては11月頃の議案の審議となるまで、随時、気付いたことについて意見していくということで良いのでしょうか。家庭や地域の責務もあると思いますが、そこまで踏み込んで書かなくていいのでしょうか。

事務局：いじめの早期対応という内容が出てきます。そういった所での対応や、いじめを受けた児童生徒の安全の確保という内容等、そういったところで被害を受けた生徒への対応を行っていきたいと思います。今後のこの案の取り扱いですが、11月に議案の議決を行うまで、ご意見を頂きたいと思います。パブリックコメントの前後でできる限り、ご指摘いただいた内容についても取り入れていきたいと思います。家庭、地域の責務については、いじめ防止対策推進法の中では責務について、保護者の責務や、地方公共団体の責務等が示されていますが、基本方針の中では連携して取り組んでいくという姿勢で書いているので、現段階では保護者の責務についてはあまり具体的には書いていません。

A委員：家庭が基本であると思いますので、どこかにそのような記述をしてもいいのではないかと思います。久留米市の特徴、久留米市が特に力を入れて、ここを中心に方針案を作成しているという、久留米市ならではの内容の反映はありますか。

事務局：国、県を参考に作成していますので、大枠のところはその先行している所を参考に作っていますが、市独自の内容としては11ページに教育委員会とPTAと連携して、家庭

への啓発を行っていくというところの内容について市独自で盛り込んでいます。また、2ページの「いじめの理解」、「いじめを生まない教育活動の推進」の中で、人権問題といじめの問題の共通性を指摘した上で、人権感覚の涵養についての取組を行うというのは久留米市独自の内容となっています。

委員長：11月に議案として提案するということですね。

C委員：いじめ防止対策推進法の中に「懲戒を与える」という記述がありますが、子どもに対する懲戒というのはどういった内容のものになるのですか。

事務局：懲戒としては退学であるとか、停学であるとかがありますが、これは義務教育学校には適応されませんので、義務教育の場合は懲戒というよりは、教育的な指導を行っていくというのがほとんどになると思います。

A委員：パブリックコメントについてですが、10月1日から受け付けますということの周知はどのようになっていますか。

事務局：久留米市のホームページで周知することはもちろん、ネット環境がない方もいらっしゃると思うので、市役所の行政コーナーや総合支所の窓口に備え付けて、周知する予定です。

A委員：「10月1日から受け付けます。」というのは今の段階で公になっているのでしょうか。例えば「広報くるめ」に10月から受け付けますという記事が既に載っているとか、そういったことはありますか。

事務局：今の時点では公表していません。広報くるめは掲載のタイミングが間に合わないので、報道機関への資料提供等で周知を図りたいと思います。

委員長：所管常任委員会とは議会の中ですか。

事務局：市議会の常任委員会のことで、教育については教育民生常任委員会になりますので、その中でも意見を頂きたいと思っています。

A委員：こういう問題については市民の方の関心も高いと思います。パブリックコメントの中には対応に苦慮するような内容もあるかもしれませんが、久留米市、皆で作ったのだというものにならないと、こういったものは浸透していかないと思いますので、ホームページを全ての人が見るとは限らないので、できる限りの手立てを考えていただきたいと思います。

委員長：できる限りの周知をお願いします。では、次の協議事項について事務局より説明をお願いします。

久留米市教育改革プランの先送りについて

事務局：《議案概要説明》

委員長：ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

A委員：第2期教育改革プランの検証というのは、いつぐらいからのイメージですか。

事務局：検証についてはこれからとなります。年度当初から検証に取り組む予定でしたが、改正法の趣旨で、教育振興基本計画と大綱との位置づけが、どうなるかが中々読み取れませんでした。7月に文科省からの通知で位置づけがはっきりとしましたので、今年度は2期プランの検証と市長部局で進めている総合計画を見据えながら大綱策定に向けた

準備について取り組んでいきたいと思ひます。検証の内容については、今後、協議事項等で報告させていただきます。

委員長：他に質問はありませんか。それでは報告事項に移ります。

5. 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (3) 一般質問回答要旨
- (4) 平成26年度 全国学力・学習状況調査の結果について
- (5) 久留米市学校給食費改定検討委員会の開催について
- (6) 平成26年度 中体連九州大会・全国大会 報告

6. 今後のスケジュール

- 10月定例会： 10月21日（火）15時00分～